

県立高校の部活動休養日の設定状況など

1. 県立高校の部活動休養日の設定状況

(1) 各学校への要請 (H29.12)

- ・ 少なくとも週休日のうち1日を休養日とすることとし、これを含む週2日以上の休養日の設定に努め、学校の決まりとして指導計画等に明示すること
- ・ 既に週休日における対外試合等の日程が決まっているなど、実際の活動が上記により難しい場合は、校長がその都度活動を認める措置をとること（この場合、その後の活動において、上記を原則として休養日を振替えること）

(2) 設定状況 (県立高校 43校)

単位：校

	H29.12時点 a	H30.5時点 b	b-a
週休日を含めた 2日以上を休養日としている	3	40	+37
週休日の 1日を休養日としている	4	3	▲1
平日の 1日を休養日としている	1	0	▲1
平日、週休日に関係なく 週1日を休養日としている	2	0	▲2
各部に任せている	33	0	▲33
計	43	43	



2. 運動部活動の在り方に関するガイドラインの概要

	国のガイドライン (H30.3策定)	本県のガイドライン (H26.9策定)
休養日	<ul style="list-style-type: none"> ○学期中は、週当たり2日以上を休養日を設定 <ul style="list-style-type: none"> ・平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上 ・週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振替え ○長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱い <ul style="list-style-type: none"> ・ある程度、長期の休養期間（オフシーズン）を設定 	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒のバランスのとれた生活や成長を期した休養日と練習時間を設定
活動時間	<ul style="list-style-type: none"> ○1日の活動時間 <ul style="list-style-type: none"> ・長くとも平日では2時間程度 ・学期中の週末と休業日は3時間程度 	



現在、国のガイドラインを踏まえ、本県のガイドラインの改訂作業中

【関係団体や学校現場の主な意見】

休養日	<ul style="list-style-type: none"> ・年間を通して、休日を一律に設定するのは難しい。 ・大会前も一律に休養日を設定するのは厳しい。 ・大会の勝ち上がりに配慮すべき。
活動時間	<ul style="list-style-type: none"> ・年間を通して、一律に時間制限を設けることは難しい。 ・競技によって活動時間が異なることに配慮すべき。 ・練習試合は必要であり、休日の3時間限定は厳しい。